

商労文教委員会会議記録（第1号）

令和5年 9月21日

福島県議会

1 日時

令和5年 9月21日（木曜）

午前 10時59分 開会

午後 1時40分 散会

2 場所

商労文教委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」及び「請願調書」のとおり

4 出席委員

委員長	佐藤義憲	副委員長	渡邊哲也
委員	渡辺康平	委員	三村博隆
委員	椎根健雄	委員	佐藤雅裕
委員	宮本しづえ	委員	今井久敏
委員	満山喜一	委員	瓜生信一郎

5 議事の経過概要

（午前 10時59分 開会）

佐藤義憲委員長

開会に先立ち、今定例会から商労文教委員会においてもペーパーレス会議を試行導入する。本日は、タブレット端末の操作に係るサポート員及び議会事務局総務課職員を配置している。操作方法について不明な点などがあれば気軽に声かけ願う。

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより商労文教委員会を開会する。

初めに、会議録署名委員の指名であるが、委員長指名で異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、渡辺康平委員、三村博隆委員を指名する。

今回、本委員会に付託された案件は、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外7件、議員提出議案第218号外5件及び請願10件である。

また、陳情一覧表を手元に配付している。

続いて、審査日程については手元に配付の審査日程（案）のとおり進めたいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、8月3日に正副委員長で行った要望活動について、その結果を手元に配付しているので確認願う。

これより企業局の審査に入る。

直ちに議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第4号外1件を一括議題とする。

直ちに企業局長の説明を求める。

企業局長

（別紙「9月県議会定例会商労文教委員会企業局長説明要旨」により説明）

佐藤義憲委員長

続いて企業総務課長の説明を求める。

企業総務課長

（別紙「議案説明資料」により説明）

佐藤義憲委員長

続いて工業用水道課長の説明を求める。

工業用水道課長

（別紙「議案説明資料」により説明）

佐藤義憲委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は、発言願う。

宮本しづえ委員

まず確認だが、今回の補正予算の料金収入約8,544万円の増は、どの期間の増収分になるか。

企業総務課長

先ほど議案第7号で説明したとおり、当該条例の一部を改正する条例を令和6年1月1日から施行することから、今回の約8,500万円の増額は、6年1～3月までの増加分である。

宮本しづえ委員

3か月分とのことであり、つまり年間に換算するとこの4倍の金額になる。令和8年3月31日までの2年3か月間は当該料金が続くことになるが、総額は幾らになるか。

工業用水道課長

2年3か月で約6億5,800万円になる。

宮本しづえ委員

総額で約6億5,800万円の増収になり、それは利用企業が負担することになるが、利用企業の中で、いわゆる中小企業はどの程度の割合か。

工業用水道課長

集計するため少々時間をもらう。

宮本しづえ委員

新料金となった場合に、給水原価との関係はどのようになるのか。

企業局長

給水原価は維持補修費や動力費等を含めた総括原価で定まっているが、動力費の高騰で給水原価が供給単価を超えている状況である。給水原価よりも供給単価を高くすることで、安定収入につなげていきたい。

工業用水道課長

令和4年度の各工業用水道の料金単価であるが、磐城は13.2円、勿来（本勿来）は4.8円、勿来（南台）は8.7円、小名浜は2.9円、相馬は45.2円となっている。4年度の1m³当たりの給水原価は、磐城は12.87円、勿来（本勿来）は3.90円、勿来（南台）は8.98円、小名浜は3.44円、相馬は42.07円である。

宮本しづえ委員

給水原価が上がってしまったための値上げとのことであるが、給水原価には減価

償却費も当然入るため、運営上どうしても値上げをしなければならないのか。今の物価高騰の中での判断もあると思う。企業会計の留保資金も使いながら、料金改定せずに何とかしのげないかと思ったが、その辺りの検討をどのようにしたのか。

企業総務課長

電力費の高騰に際しては、令和4年後半あたりから急激に影響が生じてきた。現在の水道料金は、2年時点での状況で3～7年までの5年間を見越して算定していたものである。4年度の動力費を見ると金額にして1億円ほど上回っており、経費削減や本来維持補修すべきものを進度調整や先送りすることにより何とかしのいできたが、電気料金の高騰が継続していることから、やむを得ず値上げしたいと考えている。

先ほど委員が指摘した内部留保について、公営企業における内部留保は民間企業と若干考え方が違っている。先ほどの減価償却の話もまさにそのとおりで、導入する設備には10～20年の耐用年数があるため、当然耐用年数を過ぎると更新する必要があり、この耐用年数見合いの減価償却費で生じる資金が内部留保としてたまっていくものである。そのため内部留保をいたずらに使うと、施設設備の更新ができなくなってしまうことにもなるため、手持ち資金をできるだけ活用することはもちろんコスト縮減などにより賄ってきたが、5年度途中で値上げせざるを得なくなったことを理解願う。

宮本しづえ委員

今の課長答弁は分からないわけではない。異常な資材価格高騰や電力料金高騰で、価格転嫁せざるを得ない状況はどこでも起きている。公営企業として民間企業の内部留保と違うこともよく分かるが、現在利用している企業が置かれている状況をどう判断するのか。公営企業会計であるため、利用している企業の経営をいかにして支えるのかも非常に重要な役割である。そこをしっかりと考えながら料金改定を検討する必要がある。最終的には政治判断になると思うが、そのような判断がどこまでされたのか聞く。

また、先ほど中小企業の割合を聞いたが、企業によって持っている体力は違うため、企業の体力もしっかり判断しながら、例えば中小企業と大手企業で格差をつけるなどの考え方があってもよいと思う。そのような判断をしたのかも大変気になる点である。

企業局長

まず価格を上乗せするのか、それとも例えば内部留保を使うのか、様々な方法があると思う。一方で、これは短期的な電気料金の高騰なのか、この先、高い料金のまま維持されるのかが重要だと考えている。したがって、一時的なものであれば委員指摘のとおり内部留保の活用など方法があると思うが、電気料金高騰の沈静化の見通しは、なかなか現状では難しい。課長から説明したが、昨年度、一昨年度は料金を上げずに内部留保で賄ってきたものの、いよいよ今年度、来年度は内部留保だけで賄うことは難しいと判断した。一方で、本県の工業用水は全国的にも価格が安いいため本県に来た会社がいわき市にたくさんある。いわき、相馬の工業用水は全国的に見ても大変安価で続けており、大中小限らず各企業に対しては苦渋の選択であるが、今回の上乗せについてはやむを得ないとおおむね理解は得られている。

工業用水道課長

中小企業の割合だが、全ての会社が財務状況を公表しているわけではないため把握は困難である。容赦願う。

宮本しづえ委員

企業の全体像が不明であるため割合が出ないとのことだが、例えば半分以上、7～8割程度は中小企業であるなど、感触としてどの程度か。

企業局長

4月から職員全員で企業訪問をしている。製紙業や薬品会社など様々な製造業があるが、ほぼ本社が東京にある大企業の福島工場、もしくは本県にある子会社である。単体で見ると中小企業のように見えるが、資本が100%大企業の出資であるケースが大部分である。現状の数字を細かく示せず恐縮だが、子会社だけで見れば中小企業であるが大本は大企業である。

宮本しづえ委員

今の局長答弁から、何とか払える体力を持っている企業が多いとの判断はできる。確かに本県の工業用水道は、これまで給水原価を割って供給してきているため安い。しかしその差は随分狭まってきており、原価を割る箇所は少なくなってきたと認識している。ただ、電力費高騰の影響を受けることはもう避けられないため、地元に限った地場企業については一定の考慮ができないかなど、ぜひ検討すべきである。意見として述べる。

佐藤義憲委員長

ほかはないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は、発言願う。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって企業局の審査を終わる。

執行部交代のため、暫時休憩する。

(午前 11時24分 休憩)

(午前 11時27分 開議)

佐藤義憲委員長

再開する。

これより商工労働部の審査に入る。

この際、執行部に異動があったため、新任者を紹介願う。

(再生可能エネルギー産業推進監兼次長(産業振興担当)より紹介)

佐藤義憲委員長

以上で、紹介を終わる。

これより議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分を議題とする。

直ちに、商工労働部長の説明を求める。

商工労働部長

(別紙「9月県議会定例会商労文教委員会商工労働部長説明要旨」により説明)

佐藤義憲委員長

続いて、観光交流局長の説明を求める。

観光交流局長

(別紙「9月県議会定例会商労文教委員会観光交流局長説明要旨」により説明)

佐藤義憲委員長

続いて、商工総務課長の説明を求める。

商工総務課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

佐藤義憲委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

渡辺康平委員

商1ページ、年間所要見込みによる補正として福島空港国内線利用・運航促進事業、国際定期路線等開設・再開事業が計上されている。部長説明要旨にもあったが、大型機材利用旅行商品の造成について具体的に説明願う。

また、空港が導入するCUTEシステムとはどのようなものか聞く。

空港交流課長

福島空港国内線利用・運航促進事業であるが、福島空港を8時過ぎに出発する伊丹便と福島空港に20時20分に到着する伊丹空港からの福島便は現在166席の機材で運航している。今年度も当初予算において助成事業を行ってきたが、当該予算が6月段階で全て執行済みとなったため、秋冬の利用において搭乗率70%を目指して旅行会社に対して助成するものである。

2つ目の国際定期路線等開設・再開事業のCUTEシステムについてである。国際定期便を就航する空港には全て導入されているが、現在福島空港では当該システムがなく搭乗手続の際には全て搭乗券で確認している。当該システムを導入してデータで確認することにより搭乗手続の時間を短縮することができ、空港利用者の利便性を確保するための事業となっている。

渡辺康平委員

次に商3ページ、MICE誘致等促進事業について、コンベンションとエクスカーションの増加が背景にあると聞いたが、再度具体的に説明願う。

観光交流課長

コンベンションやエクスカージョンについて、本年度はコロナ前と同様に対面で開催されるようになっており、開催規模も拡大している傾向がある。さらに国際会議も開催されている。当初は22件を想定していたが、さらに40数件の申込みがあり、それらに対応するため補正予算を計上した。

宮本しづえ委員

今回の補正にふくしま産業復興企業立地補助金が入っている。年度内に当該補助を受ける事業所は合計で幾つか。

また、そのことによって見込まれる雇用増はどの程度になると考えているか。

再生可能エネルギー産業推進監兼次長（産業振興担当）

ふくしま産業復興企業立地補助金であるが、これは令和2年度までに採択企業の指定がされており、事業の実施期間が今年度末までの形になっている。今回補正で計上したのは、4年度中に事業完了見込みだった事業者が様々な社会事情で4年度中に事業完了せず今年度に繰越しとなったため、今年度分の予算を補正するものである。なお今年度中に事業が完了予定となっている事業者は34社であり、それによる雇用見込みは約200名弱である。

宮本しづえ委員

今年度、当該補助金は6億円増額して総額107億円となる。その額で34社、200名の雇用増ということでよいか。

再生可能エネルギー産業推進監兼次長（産業振興担当）

今年度のふくしま産業復興企業立地補助金の予算としては約50億円で、それによる雇用創出は200名弱である。

宮本しづえ委員

先ほど質疑した107億円に対応する立地企業数と新たな雇用者数の各合計について、今分からなければ後で資料として提出願いたい。

再生可能エネルギー産業推進監兼次長（産業振興担当）

詳細を確認して報告する。

佐藤義憲委員長

当報告はどの程度かかるか。

再生可能エネルギー産業推進監兼次長（産業振興担当）

戻って確認するが、本委員会開会中に報告できればその場で報告する。間に合わ

ない場合には、資料を提出したい。

佐藤義憲委員長

承知した。そのように取り扱うこととする。

ほかはないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

今井久敏委員

特別高圧電力利用事業者支援事業について、事務局を担う事業者を選定したとのことだが、どのような事業者なのか。私が聞いた限りでは、県ではその事業者に関して把握しておらず、国が把握している事業者に対して支援を行うようになり、補助件数は約180件との話だったと記憶している。

どのような仕組みで支援するのか聞く。

再生可能エネルギー産業推進監兼次長（産業振興担当）

特別高圧電力利用事業者支援事業については、8月下旬に間接補助を行う補助事業者を決定している。公募で実施し2事業者から応募があり、民間事業者のトランスコスモス（株）になった。本社は東京都にあるが、このような事業を他県でも広く実施している企業である。

また対象となる事業所に関しては、以前説明したとおり特別高圧電力を契約している企業のデータを県では持ち合わせていないため、経済産業省が持っているデータをベースに約240事業者と推計し、まず予算を確保した状況である。現在、交付要綱等の細部を詰めているところであるが、特別高圧電力の契約をしている中小企業が対象となるため、ホームページ等で要件を広く公表し募集する形になると思っている。その上で、応募があった各事業者について要件に該当するかを判断することになると思う。

今井久敏委員

ホームページを確認しなければ応募できないのか。当該補助金の対象は240事業者あり、とても大きい金額が動くため、できるだけ全事業者にきちんと情報が届く

ことが大事であると思うが、ホームページ以外での周知は考えられないのか。

再生可能エネルギー産業推進監兼次長（産業振興担当）

ホームページへの細部条件等の掲載に加え、商工関係団体など様々な関係機関にも要綱が定まり次第周知し、各事業者にしっかりと届くよう広報周知を図っていき
たい。

宮本しづえ委員

部長説明要旨の中で、省資源化、高効率化のための設備導入等を支援する高効率化等促進事業への応募が53件で、中小企業者等経営コスト削減支援事業については1,272件の申請があったとのことである。申請件数にかなりの違いがあるが、見込みとの関係ではどうなのか。

また、件数の違いは何に起因しているのか聞く。

再生可能エネルギー産業推進監兼次長（産業振興担当）

まず、原油・物価高騰に対応した高効率化等促進事業補助金の53件についてであるが、製造業の工場等で設備等の省エネ化や原材料の省資源化につながるような設備に更新する際に補助を実施しているもので、対象が製造業の工場となっているため件数が53件となっている。本事業は昨年6月補正以降、1次、2次と実施しており、それらを合わせて69件となっているため、応募数としてはほぼ想定どおりであると思っている。

経営金融課長

中小企業者等経営コスト削減支援事業は、昨年度の12月補正で経済対策として予算化し、今年度実施したところ非常に申込みが多く、今年6月補正で追加で予算を計上したものである。6月補正で予算化した事業費は、事務費も含め13億5,000万円で、補助対象者を1,300件と想定した。前回受けられなかった分も含めて、今月8日までの募集で1,272件の申請となっており、ほぼ想定どおりの件数となっている。

宮本しづえ委員

現在のところ1,272件とのことだが、まだ受け付けていると理解してよいか。

経営金融課長

今月8日まで追加募集を行って1,272件の申請であるため、応募状況を見ると頭打ちの状況と思われる。再延長については、事業実施期間が確保できるかどうか

含め現在検討中である。

宮本しづえ委員

件数はほぼ想定数に達しているが、金額的にはどうか。

経営金融課長

6月補正で計上した補助金額13億円に対して、申請額は12億2,000万円である。

宮本しづえ委員

金額的にはまだ若干余裕があるとのことなので、申請要望があればぜひ受け付けて、この予算を有効に使ってほしいが、これからの申請も受付は可能か。

経営金融課長

現在、これまでの申請分の採択に向けて手続を進めており、まだ数百件の処理が終わっていない状況である。そうした中で先ほども説明したとおり、今年度中に事業を完了する必要がある、今後、事業実施期間が確保できるのかとの問題がある。また、これまで追加で募集したものの予算額には達していない状況からも、ニーズにはほぼ十分に応えられているという認識もある。今後の実施期間も含め現在検討している。

宮本しづえ委員

中小業者が置かれた状況は非常に深刻であり、期限が分からなかった事業者もいると思うため、なるべく支援する方向で対応してほしい。

佐藤義憲委員長

一般的事項に対する質問の途中であるが、暫時休憩する。

再開は午後1時とする。

(午前 11時57分 休憩)

(午後 1時 開議)

佐藤義憲委員長

再開する。

この際、午前中の宮本委員の質疑に関し、産業振興担当次長より発言を求められているので、これを許す。

再生可能エネルギー産業推進監兼次長（産業振興担当）

午前中に宮本委員より工場立地促進費107億円に対する雇用見込みについて質疑があったが、この工場立地促進費には複数の事業がある。このうち企業立地補助関連の事業については、今回の補正に計上しているふくしま産業復興企業立地補助事業に加え、ふくしま産業活性化企業立地補助事業がある。まず、今回補正に計上している事業については補正を含め約55億円となる。一方で、ふくしま産業活性化企業立地補助事業は約5億円の事業費を計上しており、立地に絡む部分としては合計で約60億円となる。

これに対する雇用見込みについては、先ほど説明した今回のふくしま産業復興企業立地補助事業で約200名、ふくしま産業活性化企業立地補助事業で約50名、合計で約250名となる。

佐藤義憲委員長

ただいまの件については了承願う。

休憩前に引き続き、一般的事項に対する質問を行う。

質問のある方は発言願う。

宮本しづえ委員

今回の台風災害による商工業の関連の被害状況について、商工労働部ではどのように調査の取りまとめをしているのか。

商工総務課長

災害対策本部に報告している9月8日の台風第13号による被害状況については、19日現在、いわき市内の工業団地において若干の浸水や複数の停電が確認されている。また、事業所の浸水被害状況については、床上、床下含めて原町商工会議所の報告で28事業所、いわき商工会議所は6事業所である。商工会連合会から報告を受けている商工会関係の事業所については、富岡町商工会が2事業所、小高商工会が3事業所、内郷商工会が42事業所、遠野町商工会が1事業所、田人町商工会が2事業所、好間町商工会が11事業所、小川町商工会が3事業所、久ノ浜町商工会が6事業所である。それに加え、県中小企業団体中央会の加盟事業所のうち16組合23事業所が浸水被害等を受けたと把握している。

宮本しづえ委員

合わせると結構な被害件数になる。今回の被害が激甚災害に指定されるかどうか

が商工業者にとってもグループ補助金の対象にできるかどうかの目安になると思うが、見通しはどうか。

商工総務課長

激甚災害の指定については、被害額に基づいて国が判断することとなっており、現在被害状況を把握しているところである。しかしこれまでの激甚災害の例によるとかなり大きな災害が指定となるため、県で判断はできないが、なかなか厳しいと認識している。

宮本しづえ委員

激甚災害の指定が厳しいと、グループ補助金を組むことも厳しくなる。今回、住宅被害においては県独自支援の特別給付金も検討することになった。住まいの再建もそうだが、事業者のなりわい再建も非常に支援が必要ではないか。被災した事業者にとっては激甚であろうとなかろうと同じである。その再建のためにグループ補助金で4分の3が補助されるのと何の補助もないのとでは、再建に当たり大変な違いが出てくる。もし激甚災害の指定が難しいとなっても、何とかグループ補助金の支援対象にならないかと思うがどうか。

経営金融課長

商工総務課長が説明したとおり、現在被害状況の調査中であり全容がつかめていない。また激甚災害の指定になるかどうかは今のところ未確定であり、指定が前提となるグループ補助金についても適用されるか未確定である。現在被災状況や被害額等の情報を集め、必要な支援の把握に努めているところであり、国とも協議しながら引き続き検討していきたい。

宮本しづえ委員

ぜひ検討してほしい。かつて激甚災害に指定されなくてもグループ補助金が適用された事例はあるため、今回も同様の適用は決して不可能ではないと思う。地元の被害状況を丁寧に国に説明しグループ補助金を適用させるとの観点で、県が広域的な行政機関としての役割をしっかりと果たすことが、被災事業者の救援にとって非常に重要と考える。

激甚災害に指定されなくてもグループ補助金を適用してほしいと県は要請していないのか。

経営金融課長

委員指摘のとおり、昨年や一昨年の大地震は激甚災害に指定されていないがグループ補助金の適用が特例として認められた事例である。そもそもグループ補助金は東日本大震災がベースとなっており、そのときに初めて立ち上がった制度である。令和3年福島県沖地震については、あくまでも東日本大震災の余震であり広域的な被害ということで特例的に認められた経緯がある。令和4年福島県沖地震についても、前年の地震に引き続き度重なる被害を受けているため、特例で認められた。今まで特例で認められたのは2件である。先ほども説明したとおり、被害状況の全貌がまだつかめておらず被害額も分からないため、まずはその把握に努め、その中で実際にどのような支援が求められているのかを踏まえて今後の支援策を検討していきたい。

宮本しづえ委員

余震かどうかの関連性の問題は確かにあった一方で、激甚災害ではなくてもグループ補助金が適用されたのは事実である。被災事業者のなりわい再建をいかに支援するかは本県にとって重要な要素である。連続して被害を受けている事業者も多いため、より被害は深刻であると考えたほうがよい。その意味で、グループ補助金の適用にぜひ取り組んでほしい。

次に本会議でも、物価高騰の中で中小業者の倒産を非常に心配する指摘が多くあった。(株)帝国データバンクの調べによると、物価高の影響による倒産は今年1～8月までで503件であり、全体の1割を占めると言われている。本県の状況をどのように把握しているのか聞く。

商工総務課長

まず、日本銀行福島支店による8月の金融概況によると、県内景気は一部に弱めの動きが見られるものの緩やかに持ち直しているとのことであるが、一方で県内企業者からの聞き取りでは、売上げが増加しているものの原材料や燃油価格、原油高のあおりを受けた電気料金の高騰により減益になっているなど、各業種で影響が出ているとの声が上がっている。また、コロナ禍等に伴う需要増や円安による輸出増などで生産活動が好調な製造業も見られるが、原油価格の高騰の長期化、円安リスクなど先行きが不透明な状況であると認識しており、県としてはこのような県内の事業者の景況把握に努め、その内容に応じて6月補正に計上したような事業も含め、適時・適切に事業に反映させていきたいと考えている。

宮本しづえ委員

傾向は今の説明のとおりだと思うが、件数は分かるか。

経営金融課長

県内の倒産件数は、直近8月は5件である。なお先月の7件から2件減である。

宮本しづえ委員

物価高による倒産の主な理由は、ゼロゼロ融資の返済が7月から本格化したことだと帝国データバンクや東京商工リサーチは考えている。本会議の中で我が党は、ゼロゼロ融資は今までの融資と別枠にして、新たな融資も受けて何とか倒産を防ぐようにできないかと提案している。部長答弁では、国の特別保証制度を活用した資金繰り支援をしているとのことだったが、特別保証制度を活用した資金繰りとは何を指すのか。

経営金融課長

国は、自然災害や業況悪化などに直面している中小企業者の資金繰り支援のため、保証について優遇措置が受けられるセーフティーネット保証制度を発動している。これにより、事業者は通常よりも融資が受けやすくなるというものである。

宮本しづえ委員

融資を受けやすくするとのことだが、やはり思い切った対策を取らなければ倒産してしまうケースはこれからますます出てくる。まして今回のような災害に見舞われ、この機会に辞めるしかないと判断する事業者は相当出てくるのが懸念される。商工労働部の一番の仕事は地元の事業者をいかに支援して守っていくかであるため、被災事業者も物価高で苦しんでいる事業者も守れるような支援策をぜひ全庁挙げてしっかり取り組んでほしい。要望である。

渡辺康平委員

委員会の県外調査で、(一社)大田工業連合会を視察した。東京都大田区には4,000を超える製造事業所があり90%が中小企業で、企業間連携を強みにしているとのことだった。本県内で同連合会のように県内全域をまとめる製造業団体は見受けられない。県北地方のみであったり商工会や商工会議所の部会はあるが、製造業として広いものづくりのネットワークがないのではないかと今回の視察で感じた。

そこで、県内のものでづくりネットワークを築く必要があると思うが、執行部の考えを聞く。

産業振興課長

広くものづくりのネットワークという部分では、確かにないかもしれないが、鉄鋼業協同組合など製造業の中でも各業種によって中小企業団体中央会の中で組合がつくられているものがある。

渡辺康平委員

今回視察した（一社）大田工業連合会の場合、ウェブサイト上に仕事の依頼や要望を掲載すると4,000を超える製造事業者間でマッチングができる。このような先進事例を取り込むべきと思っているが、今ある団体でそのような取組は行っているのか。

産業振興課長

ウェブサイトでのマッチングシステムは、全国的なものは存在しているが、個別のマッチングについて実際現場でも求められているのであれば研究していきたい。

なお、当課では、産業支援機関で管内の企業間マッチングに取り組んでいるが、その管内だけでは連携が取りづらかったり、管外に連携できる企業があるのではないかとということで、昨年度から広域連携の事業にも取り組んでいる。まだ具体的な支援には結びついていないが、そういった広域的なネットワークづくりについても取り組んでいる。

渡辺康平委員

先日の要望聴取会で、製造業関連団体から浜通りや会津の製造業とのネットワークが弱いとの実情を聞いた。企業間の横のネットワークはまだまだ弱い印象を受けたため、企業間ネットワークを強め、福島イノベーション・コースト構想や福島国際研究教育機構など様々なものとリンクして対応してほしい。要望である。

次に、佐賀県産業スマート化センターを視察したが、同センターはIT、IoT関連企業のDX化だけではなく非IT、非IoT企業のDX化を推進しており、その結果として佐賀市内の呉服屋が日本DX大賞を受賞している。同センターは銀行やICT関連企業3社がJVを組んで運営をしており、商工会議所などの公益団体ではなく民間企業のJVである。餅は餅屋、専門家は専門家という話で進めているが、本県内においては企業のDXやスタートアップはどのように進めているのか聞く。

産業人材育成課長

製造業に関して、昨年度からものづくり産業におけるD X人材育成事業を行っている。県内製造業のD Xについて中小企業からのアンケートには、そもそもD Xそのものがよく分からない、D Xをどのように導入すればよいか分からないなどの声があった。

そのため効率的、効果的に県内製造業のD X導入を推進するために昨年度から、経営層に理解促進を図った上で、社内でD Xに対応できる人材を育成する取組を行っている。どのように進めてよいか分からないということにも関連しているが、県内においてデジタル人材が非常に不足しており、ハローワーク等にデジタル関係人材の求人を出してもなかなか採用できない状況である。昨年度50社、今年度も50社を目標にして導入推進しており、併せてI o T、I C T、情報処理関係の事業者や学識経験者等とも意見交換しながら、ネットワークのような形ができないかを検討しているところである。

渡辺康平委員

県内で佐賀県産業スマート化センターのように企業のD Xを進めている団体はどのような状況か。同センターでは情報や金融の専門家が対応していたが、本県の場合はD Xの専門家がそのような対応をしているのか。

産業人材育成課長

民間の製造業に対する支援については、現在情報処理を行っている企業に委託して進めている。このほか民間において、自律的、主導的に製造業等に対してD Xの導入を推進している企業があることは承知している。

渡辺康平委員

委託している業者とは具体的にどこか。

産業人材育成課長

今年度受託している会社は郡山市の（株）エフコムである。

渡辺康平委員

今回、佐賀県産業スマート化センターを調査して様々な専門家の必要性とアウトリーチの必要性を非常に感じた。アウトリーチをさらに進めてもらいたい。

また、私の地元のいわゆる非I o T、I C T企業、畳屋などを回ると、まだまだ「D Xは全然できない」、「現場には合わない」との声を聞く。ようやくウェブサイトを作ってキャッシュレス決済を進めている会社でも先進事例という状況になっ

ている。

現場の声をしっかり聞き、アウトリーチを進め専門家を固めるなど、今回の先進事例等を含めて県内のDXを進めてほしい。要望である。

次に、経済安全保障についてである。自民党で経済安全保障の勉強会を行った。現在、国ではセキュリティークリアランス（適格性確認）の法制化を議論している。経済安全保障法に関しても機微技術の秘密保全、漏えい防止、半導体や蓄電池などの特定重要物資の管理は、地方公共団体においてもどのような技術があるのか、どのような特定重要物資があるのかをしっかりと把握し、ガイドラインをつくる必要がある。他県でもガイドラインをつくる動きがあるが、県として経済安全保障についてどのように考えているのか聞く。

商工総務課長

現時点では、県として特に何か事業を実施するなど具体的に進めているところではない。一方で、県内において開発したものを守る知的財産権の考え方もあるため、それらを含めて今後地方公共団体においても必要があればきちんと研究していきたい。

渡辺康平委員

把握、管理しなければ既に非常に大きなリスクを背負っている。企業においては国際的な研究から排除される状況になっている。特に福島国際研究教育機構や福島イノベーション・コースト構想との関係もあり、本県がこの件について遅れを取ると海外の研究機関から排除される状況になる。同機構や同構想は企画調整部、経済安全保障はインテリジェンス関連の県警察に関係するが、他部との調整は行われていないのか。

商工総務課長

関係する他部から特に話は来ていない。現時点においてはそのような連携を図るような動きはない。

渡辺康平委員

申し訳ないが、経済安全保障についてかなり遅れている印象を受ける。これについては、今後他県ではガイドラインを制定する動きも出てきている。本県としても、福島イノベーション・コースト構想や福島国際研究教育機構との関係もあるため遅れを取らないよう経済安全保障について調査を進めてほしい。要望である。

宮本しづえ委員

本県は再エネ産業分野でも新産業を育成しようとしている。今定例会の知事説明でも、新技術であるペロブスカイト太陽電池を県の公共施設に装着しようという実証事業について言及していたが、県内でこれを生産できる事業所はあるのか。

次世代産業課長

ペロブスカイト太陽電池の製造拠点について、ペロブスカイト太陽電池の導入拡大、導入促進は企画調整部エネルギー課所管であるが、ペロブスカイト太陽電池自体は研究開発品であり、生産というよりも一部研究開発をしている事業者があるという状況で、産業集積はこれからの話だと認識している。

宮本しづえ委員

県内にはないが、全国的には新しい技術を研究開発している企業があるとの理解でよいか。

次世代産業課長

その認識である。

佐藤義憲委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって商工労働部の審査を終わる。

執行部退席のため暫時休憩する。

各委員は暫時そのままお待ち願う。

(午後 1時32分 休憩)

(午後 1時33分 開議)

佐藤義憲委員長

再開する。

本委員会に付託された議員提出議案6件を一括議題とし、審査及び方向づけを行

う。

議員提出議案の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

佐藤義憲委員長

初めに、議員提出議案第218号について、各委員の意見を尋ねる。

三村博隆委員

可決願う。

宮本しづえ委員

これは緊急の課題であるため、ぜひ可決願う。

渡辺康平委員

継続を願う。

今井久敏委員

継続を願う。

佐藤義憲委員長

議員提出議案第218号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出継続審査議案第202号について、各委員の意見を尋ねる。

三村博隆委員

可決願う。

宮本しづえ委員

可決願う。

渡辺康平委員

継続を願う。

今井久敏委員

継続を願う。

佐藤義憲委員長

継続審査議案第202号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方

向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続審査議案第203号について、各委員の意見を尋ねる。

三村博隆委員

可決願う。

宮本しづえ委員

可決願う。

渡辺康平委員

継続を願う。

今井久敏委員

継続を願う。

佐藤義憲委員長

継続審査議案第203号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続審査議案第204号について、各委員の意見を尋ねる。

三村博隆委員

可決願う。

宮本しづえ委員

可決願う。

渡辺康平委員

継続を願う。

今井久敏委員

継続を願う。

佐藤義憲委員長

継続審査議案第204号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方

向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続審査議案第206号について、各委員の意見を尋ねる。

宮本しづえ委員

緊急の課題である。ぜひ可決の方向で賛同願う。

渡辺康平委員

継続を願う。

三村博隆委員

継続を願う。

今井久敏委員

継続を願う。

佐藤義憲委員長

継続審査議案第206号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続審査議案第207号について、各委員の意見を尋ねる。

宮本しづえ委員

本件については自由民主党の幹部からも要請の言及があった。ぜひ意見書を可決し早期実施を求めている。可決願う。

渡辺康平委員

継続を願う。

三村博隆委員

継続を願う。

今井久敏委員

継続を願う。

佐藤義憲委員長

継続審査議案第207号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、議員提出議案の審査を終了する。

次に、意見書の提出を求める請願の審査に入る。

なお、本委員会に付託された請願10件のうち、意見書の提出を求める請願を除く継続請願72号外5件については別途審査を行う。

意見書の提出を求める請願について、請願調書の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

佐藤義憲委員長

初めに、継続請願157号については、さきに審査した議員提出継続審査議案第202号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願158号については、さきに審査した継続審査議案第203号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願160号については、さきに審査した継続審査議案第206号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願161号については、さきに審査した継続審査議案第207号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、意見書の提出を求める請願の審査を終わる。

なお、採決は10月3日に行う。

本日は以上で委員会を終わる。

明9月22日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は、労働委員会事務局及び教育庁の審査である。

これをもって散会する。

(午後 1時40分 散会)